

長介保号外
令和3年6月1日

所属長様

長崎市福祉部 介護保険課長
(公印省略)

避難情報の見直しに伴う周知について(依頼)

このことについて、災害対策基本法の一部を改正する法律が令和3年5月20日に施行され、避難勧告と避難指示が一本化されるなど避難情報の見直しが行われましたので、貴施設内で周知していただきますようお願いいたします。

◇ 避難情報見直しのイメージ



- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

添付資料

- ① 避難情報の見直しに関するチラシ (PDF 形式)
- ② 避難行動判定フロー・避難情報のポイント (PDF 形式)

長崎市桜町2番22号
長崎市福祉部 介護保険課
保険料係 浅井
TEL : 095-829-1163